

医療機器賃貸借契約仕様書

契約期間：2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

仕様：

（機器の設置）

- 1 賃貸借物件の設置に関しては、福山市民病院（以下「賃借人」という。）の指示書により実施するものとし、遅滞なく使用者の居住地に賃貸借物件を設置すること。
- 2 賃貸借物件の設置を完了したときは、設置完了報告書を賃借人に提出すること。

（機器の取扱説明）

- 3 機器の取扱にあたっては、使用者に使用方法、緊急時の連絡方法などを十分説明するとともに、このことを印刷物に記載し賃貸借物件に貼付すること。

（機器の保守点検等）

- 4 常に最良の状態を保つため、賃貸借物件の設置完了後、機器に応じた定期点検、調整を行い、保守完了後、賃借人に報告書を提出すること。なお、前項の保守にかかる費用は、賃貸人が負担すること。
- 5 機器の稼働に支障が起った旨の連絡を受けた場合、必要があれば速やかに技術員を派遣し、機器の修理又は交換に当たらせること。

（機器の回収）

- 6 使用者が賃借人の指示により賃貸借物件の使用を中止した場合は、賃借人は、この旨を賃貸人に連絡するものとし、賃貸人は、速やかにこれを回収すること。

（その他）

- 7 上記の搬入、点検、引取り等の為に使用者の許へ技術員を立ち入らせる場合には、身分証明書を携帯させること。